

令和8年4月2日  
市民局市民情報課

「横浜市個人情報の保護に関する条例施行規則」に関する意見公募の結果について

横浜市個人情報の保護に関する条例施行規則の一部改正について、令和8年1月20日（火）から令和8年2月19日（木）まで意見公募を行いました。

その結果、御意見の提出はありませんでしたので、意見公募時の資料を基に、横浜市個人情報の保護に関する条例施行規則の一部改正を行います。なお、改正に当たり、意見公募手続を実施した規則案から一部内容を修正しています。その差異及び理由は下記のとおりです。

	意見公募手続を実施した規則案	修正結果	理由
1	対象箇所なし	第3条見出し中「市の」を削除	形式的な文言整理
2	第5条の2 条例第5条第1項第1号の規定は、第4条第1項第3号及び第4号に掲げる個人情報を取り扱う事務に係る委託の報告については、適用しない。	削除	意見公募手続を実施した規則案(第5条の2)が適用される場合が想定されないため

皆様の御協力に感謝申し上げますとともに、今後とも横浜市政に御協力くださいますようお願い申し上げます。

横浜市個人情報の保護に関する条例施行規則（令和5年3月横浜市規則第30号）新旧対照表

現行	改正後
<p>(適用除外とされる行政文書を管理する<u>市</u>の施設)</p> <p>第3条 (本文省略)</p> <p>(個人情報取扱事務の届出)</p> <p>第4条 条例第4条第1項の規則で定める事務は、次のとおりとする。</p> <p>(第1号及び第2号省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(第2項省略)</p> <p>(審議会への報告)</p> <p>第5条 条例第5条第1項の規定による報告は、実施機関が個人情報の適正な取扱いを確保するために特に必要があると認める場合にあつては事前に、それ以外の場合にあつては事後に行うものとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(適用除外とされる行政文書を管理する施設)</p> <p>第3条 (本文省略)</p> <p>(個人情報取扱事務の届出)</p> <p>第4条 条例第4条第1項の規則で定める事務は、次のとおりとする。</p> <p>(第1号及び第2号省略)</p> <p><u>(3) 統計法(平成19年法律第53号)第52条各号(第4号を除く。)</u>に掲げる個人情報を取り扱う事務</p> <p><u>(4) 前条各号に掲げる施設において市民の利用に供することを目的として収集し、整理し、又は保存している図書、資料、刊行物等に記録されている個人情報を取り扱う事務</u></p> <p>(第2項省略)</p> <p>(審議会への報告)</p> <p>第5条 条例第5条第1項の規定による報告は、実施機関が個人情報の適正な取扱いを確保するために特に必要があると認める場合にあつては事前に、それ以外の場合にあつては事後に行うものとする。</p> <p><u>2 条例第5条第1項第1号の規則で定める人数は、100,000人とする。</u></p> <p><u>3 条例第5条第1項第1号の規則で定めるものは、次のとおりとする。</u></p> <p><u>(1) 一の委託業務で取り扱う要配慮個人情報の本人の数が100人を超えるもの</u></p> <p><u>(2) 個人情報の保護に関する法律施行規則(平成28年個人情報保護委員会規則第3号)第43条第2号に規定する保有個人情報を取り扱</u></p>

うもの